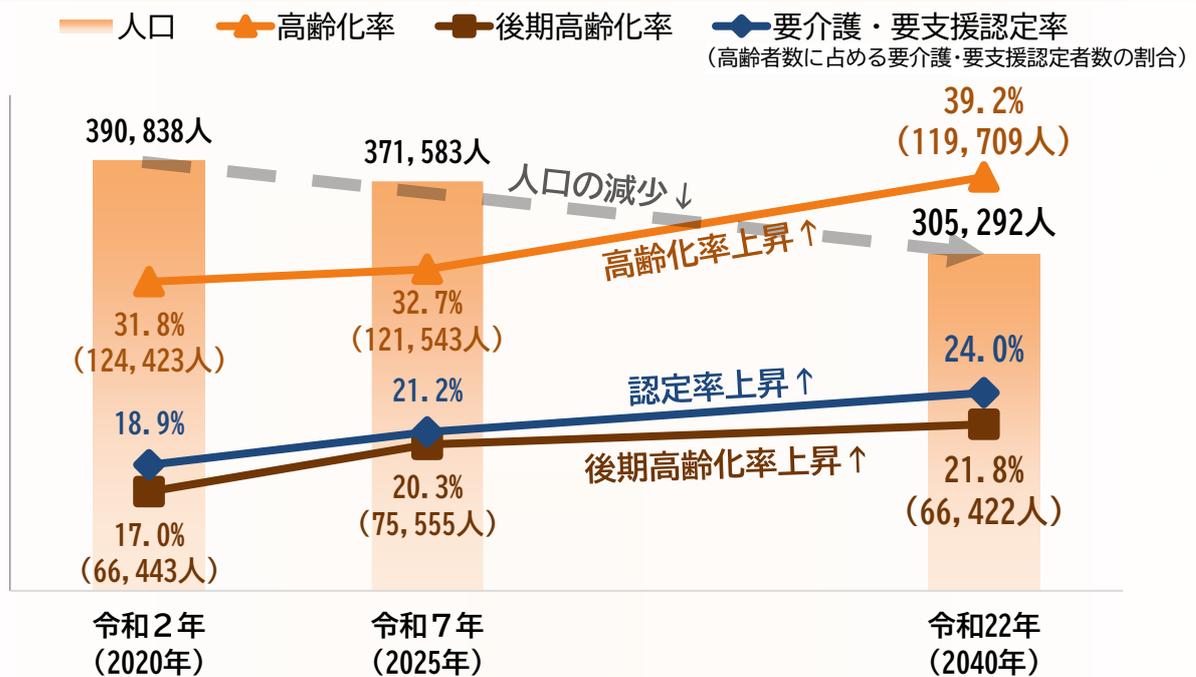


# 横須賀市高齢者保健福祉計画 (第8期介護保険事業計画を含む)

概要版

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

## 高齢者を取り巻く状況



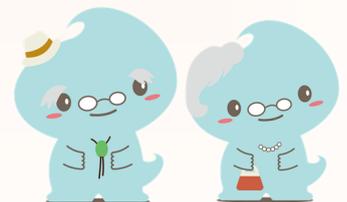
(横須賀市人口ビジョンおよび介護保険課推計値より)

- 令和7年(2025年)には、人口が約2万人減る一方、高齢者数は横ばいで、高齢化率は上昇します。75歳以上の後期高齢者数は増加し、要介護・要支援認定率も上昇します。
- 令和22年(2040年)には、人口は約30.5万人まで減少し、高齢化率が40%近くまで上昇します。また、要介護・要支援認定率も24%に達します。
- 横須賀市は、国や神奈川県と比べて、人口減少と高齢化が早く進行しています。

## 基本目標

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし  
続けるために、健康でやさしい心のふれあうまちの実現

- 第8期計画では、前計画で定めた基本目標を、引き続き掲げます。
- 将来を見据え、地域における人と人とのつながりを一層強化し、住民が共に支え合い、心のふれあうまちの実現を目指します。



# 計画の体系と施策

## 基本目標

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、  
健康でやさしい心のふれあうまちの実現

地域包括ケアシステムの深化・推進

## 取り組み分野

生涯現役で  
生き生きと  
活動的に  
暮らせる  
ために

地域で  
支え合い  
住み慣れた  
まちで  
暮らせる  
ために

自分に合っ  
た環境で  
安心して  
暮らせる  
ために

介護保険  
制度の  
安定的な  
運営

## 施策の方向性

生きがいつくり

健康づくり

地域における  
支え合いの強化

日常生活や将来に不安  
を抱える方々への支援

適切な医療・  
介護体制等の整備

認知症施策の推進

高齢者の在宅生活と  
住まい方の支援

防犯・防災体制の  
整備

介護保険施設および介護  
保険事業所の整備計画

介護保険サービス  
の安定的な供給

介護給付適正化の推進

## 施策の展開

◎ 社会参加の促進 ◎ 居場所づくりと生涯学習

◎ 生活習慣病の予防と早期発見  
◎ 重症化予防のための取り組み  
◎ 保健事業と介護予防の一体的な実施  
◎ 歯と口腔の健康づくり ◎ 身近な健康づくりへの支援

◎ 一般介護予防事業の充実  
◎ 介護予防・生活支援サービス事業の推進  
◎ 生活支援体制整備事業の推進  
◎ 地域福祉促進のための連携・協力  
◎ ひとり暮らし高齢者に対する支援

◎ 相談支援体制の強化 ◎ 地域包括支援センターの機能強化  
◎ 地域ケア会議の充実 ◎ 成年後見制度の利用促進  
◎ 終活支援の推進 ◎ 高齢者虐待の防止

◎ 在宅医療・介護連携推進事業の取り組み  
◎ 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化  
◎ 高齢者施設等における災害および感染症に対する備え

◎ 認知症予防の推進 ◎ 認知症高齢者・介護者の支援の充実  
◎ 認知症共生社会に向けた地域づくりの推進  
◎ 若年性認知症の支援、社会参加支援

◎ 在宅生活の支援 ◎ 住環境の整備  
◎ 高齢者の多様な住まい

◎ 防犯への取り組み ◎ 消費者被害の防止  
◎ 災害等に対する備え ◎ 交通安全の推進

◎ 在宅生活の継続のための整備  
◎ 在宅生活が困難な人の受け入れ施設・事業所の整備

◎ 要介護・要支援認定者数等の推計  
◎ 介護保険サービス量の推計  
◎ 介護保険給付費等の推計 ◎ 第1号被保険者の保険料

◎ 要介護認定の適正化 ◎ 介護給付の適正化

## 第8期計画の6つのポイント

### 一般介護予防事業の充実

- フレイルの人やフレイルの疑いのある人を対象とした内容に重点を置いた介護予防教室等を実施します。また、専門職と連携し、より効果的な支援を提供します。
- 市のホームページでの情報発信や、介護予防教室の動画を配信する「WEB介護予防教室」を充実させていきます。
- 介護予防サポーターやフレイルサポーターを養成し、地域の通いの場の活動が介護予防活動につながるよう、人材育成と支援を進めます。

※ フレイル…加齢に伴い、心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態のこと

### 相談支援体制の強化（「ほっとかん」の設置）

- 令和2年4月に福祉の総合相談窓口「ほっとかん」を設置しました。8050問題など、複合化した相談事例のコーディネーターとして、市の関係部局、関係機関や地域の協力者と連携して課題の解決を目指します。
- 同じく令和2年4月によこすか成年後見センターを設置しました。成年後見制度に関する相談と支援、市民後見人の養成と支援などを行います。



写真:ほっとかん(福祉総合相談窓口)

### 介護保険施設の整備

- 在宅生活の継続を支援する介護保険サービスを提供する事業所を整備します。  
「小規模多機能型居宅介護事業所、  
看護小規模多機能型居宅介護事業所」  
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」
- 在宅生活の継続を支援する介護保険サービスを提供しても、在宅生活が困難な人を受け入れる施設・事業所を整備します。  
「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
[既存施設の増床]」  
「認知症対応型共同生活介護事業所」

### 地域の支え合い体制の充実を支援

- 多様な主体が連携・協力し合う支え合いの体制を目指し、地域を支援するとともに高齢者の社会参加の促進を図ります。そのために、地域支え合い協議会の設置と生活支援コーディネーターの配置を進めます。
- 地域活動に取り組んでいる人や、新たに始めたい人を対象に各種研修会を開催し、その後の相談支援をあわせて行います。



写真:研修会の様子

### 認知症施策の充実

- 市の公式LINEアカウントに「よこすかオレンジLINE」を開設しました。認知症に関心のある方に登録していただき、認知症に関する情報などを定期的に発信していきます。
- 認知症の人が行方不明になったときに、LINEを活用してより多くの人に捜索協力の依頼ができる体制を構築します。
- 認知症サポーター、認知症オレンジパートナーを養成し、地域において、より多くの人々が認知症の人のよき理解者、支援者となってもらえるよう取り組みます。



### 介護保険料の改定

- 保険料を改定し、基準額月額を5,800円とします。（改定前：5,500円）
  - ◇ 給付費等の推計を基に計算を行っています。給付費等の伸びにより保険料が上昇しましたが、基金の取り崩しを行い、上昇率を抑えています。
- 第10段階の料率を改定し、1.35に引き下げます。（改定前：1.4）
- 第12段階～第17段階の料率を改定し、0.1ずつ引き上げ、1.7～2.2とします。（改定前：1.6～2.1）

# 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 基本目標を実現するためには、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要不可欠です。
- 第8期計画では引き続き、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

## 横須賀市が目指す「地域包括ケアシステム」の姿



※ 地域包括ケアシステム…高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくため、介護保険制度によるサービスだけでなく、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援すること

★横須賀市ホームページで、計画書本編と、概要を説明する動画を公開しています

横須賀市ホームページ > 健康・福祉・教育 > 年金・保険

> 高齢者福祉・介護保険 > 横須賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

または



【連絡先】 〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市福祉部健康長寿課 電話 046-822-8402 FAX 046-827-3398 mail ew-wd@city.yokosuka.kanagawa.jp

介護保険課 電話 046-822-8308 FAX 046-827-8845 mail nci-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp